

大阪府監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年10月14日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	中野	雅司
同	清水	涼子

1 指摘事項に対する措置

(通勤手当の認定事務について)

監査対象機関名	財団法人大阪府文化財センター	
監査実施年月日	平成22年12月7日及び8日	
	監査の結果	措置の状況
	通勤手当の認定事務において、JRを利用している職員が通し定期券額で認定を受けたにもかかわらず、実際には分割定期券を購入していたことにより、通勤手当の過払いが生じていたものがあった。	当該職員について、提出されていた定期券の写し及び本人への聴取により過去5年間にわたり調査を行い、分割定期を購入したことによる過払い分について、平成21年度分4,530円、平成22年度分8,200円、計12,730円を平成23年3月18日に戻入しました。

2 指示事項に対する措置

(通勤手当の認定事務について)

監査対象機関名	財団法人大阪府文化財センター	
監査実施年月日	平成22年12月7日及び8日	
	監査の結果	措置の状況
	財団職員の通勤手当の支給については「大阪府職員の例による」とされているが、JRの分割定期に関する認定について府の取扱いが把握できていなかったため、異なる取	大阪府の通勤認定に係るJRの分割定期の取扱いについて、所管課を通じて確認し、法人の幹部会議において本件に係る経緯及び今後の認定方法について説明するとともに、全職員に対して平成23年3月9日付けで事務局長通知を行

<p>扱いを行っているものがあった。</p> <p>本件については、是正措置を講じるとともに、今後、府の取扱いの適確な把握又は法人独自の規程の整備を行うことにより、通勤手当認定が的確に行えるよう対策を講じられたい。</p>	<p>い、周知徹底を図りました。</p> <p>平成23年4月1日認定に際し、JR利用者のうち分割定期の利用が安価となる職員9名について当該分割定期による認定（職権改定を含む。）を行いました。</p> <p>今後、所管課へ定期的に通勤手当に係る事務取扱の変更の有無を確認するなど十分連絡を密にして情報の適確な把握に努めて参ります。</p>
---	---